

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案参照条文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十二号）による改正後

（産業廃棄物処理業）

第十四条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二及び第十五条の四の三第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2）4（略）

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一（略）

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

6
15 （略）

（業務）

第十五条の六 センターは、環境省令で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

一 市町村の委託を受けて、特別管理一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

二 市町村の委託を受けて、第六条の三第一項の規定による指定に係る一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

三 市町村の委託を受けて、一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと（前二号に掲げる業務を除く。）。

四 特別管理産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行

うこと。

五 産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと（前号に掲げる業務を除く。）。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（財産の処分等）

第十五条の十二 センターが第十五条の六の規定により市町村の委託を受けて建設する一般廃棄物の最終処分場（一般廃棄物による水面埋立てを行うためのものに限る。）に係る財産の管理及び処分の方法その他その財産の管理及び処分に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の財産について政令で定める期間内に処分が行われた場合において、その処分価額から政令で定める費用の額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、政令で定めるところにより、その最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者及び補助した者に分配する。その財産についてその期間を超えて管理が行われることとなる場合においてその財産に係るその期間満了の時における評価額から政令で定める費用の額を控除してなお残余があるときも、同様とする。

（廃棄物再生事業者）

第二十条の二 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けられることができる。

2 3 4 (略)

(国庫補助)

第二十二條 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

(手数料)

第二十四條 第十條第一項(第十五條の四の六第一項において準用する場合を含む。)の確認又は第十五條の四の四第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならぬ。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十四條の二 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

2 (略)

(事務の区分)

第二十四條の四 第十二條の三第六項、第十二條の五第八項、第十二條の六、第十四條第一項、第五項(第十四條の二第二項において準用する場合を含む。)、第六項及び第十項(第十四條の二第二項において準用する場合を含む。)、第十四條の二第一項、同條第三項において読み替えて準用する第七條の二第三項

及び第四項、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の四第一項、第五項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで（第十五条の二の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで（第十五条の二の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第五項、第十五条の二の三において読み替えて準用する第八条の五第四項、第十五条の二の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九条第三項から第六項まで、第十五条の二の六、第十五条の三、第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九条の七第二項、第十八条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の六第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第二十一条の二（産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

（国の無利子貸付け等）

第四条 国は、当分の間、市町村に対し、廃棄物を処理するための施設（公共下水道及び流域下水道を除く。）の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措

置法（昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、市町村が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村以外の者が行う場合にあつてはその者に対し市町村が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、センターに対し、廃棄物を処理するための施設（公共下水道及び流域下水道を除く。）の建設又は改良の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項又は第二項の規定により、市町村又はセンターに対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 市町村又はセンターが、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第一項の改正規定（「並びに第二十四条」を「、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項」に改める部分に限る。）、同法第八条第一項の改正規定、同法第二十四条を削り、同法第二十四条の二を同法第二十四条とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第二十四条の四の改正規定（「、保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。）、第三条の規定並びに次条並びに附則第八条（「、保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。）、第十二条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日

（保健所を設置する市の長等がした処分等に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「旧廃棄物処理法」という。）又は第三条の規定による改正前のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「旧措置法」という。）の規定により保健所を設置する市（特別区を含む。以下この条において同じ。）の長がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行

為は、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「新廃棄物処理法」という。）又は第三条の規定による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「新廃棄物処理法等」と総称する。）の相当規定に基づいて、都道府県知事がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧廃棄物処理法又は旧措置法（以下「旧廃棄物処理法等」と総称する。）の規定により保健所を設置する市の長に対してされている申請、届出その他の行為は、新廃棄物処理法等の相当規定に基づいて、都道府県知事に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 前条第二号に掲げる規定の施行前に旧廃棄物処理法等の規定により保健所を設置する市の長に対し報告、届出、提出その他の手続きをしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行前にその手続きがされていないものについては、これを、新廃棄物処理法等の相当規定により都道府県知事に対して報告、届出、提出その他の手続きをしなければならない事項についてその手続きがされていないものとみなして、新廃棄物処理法等の規定を適用する。

4 （略）

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条 第二条の五）
第二章	一般廃棄物（第三条 第五条の十）
第三章	産業廃棄物（第六条 第七条の六）
第四章	廃棄物処理センター（第八条 第十三条）
第五章	廃棄物が地下にある土地の形質の変更（第十三条の二）
第六章	雑則（第十四条 第二十七条）
附則	

（法第七条第五項第四号へ、リ及びヌの政令で定める使用人）

第四条の七 法第七条第五項第四号へ、リ及びヌに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（法第十四条第五項第二号ニ及びハの政令で定める使用人）

第六条の十 法第十四条第五項第二号ニ及びハに規定する政令で定める使用人は、第四条の七に規定するも

のとする。

(残余の額の分配)

第十一条 法第十五条の十二第二項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場（当該一般廃棄物の最終処分場が同時に産業廃棄物の最終処分場である場合を含む。以下同じ。）に係る財産のうち埋立区域において造成された土地について一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者（当該産業廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者を含む。以下この項において「建設費用等負担者」という。）に対して残余の額を分配する場合には、建設費用等負担者のうち当該土地の所有者であつた者（同条第二項後段の規定により評価が行われる場合にあつては、当該土地の所有者。以下この項において「土地所有者等」という。）の建設費用等負担額（一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要する費用を負担すべき者が負担した額をいい、当該費用に関しその者に対し交付された補助金又はその者に対し交付すべき補助金が法第十五条の十一の規定によりセンターに交付された場合における当該補助金をもつて負担した額を含む。以下この項及び次項において同じ。）であつて一般廃棄物の最終処分場に係るもの及び建設費用等負担者のうち土地所有者等以外の者の建設費用等負担額であつて一般廃棄物の最終処分場に係るものに応じて当該残余の額を分配するものとする。この場合において、当該土地所有者等以外の者に対して分配しようとする額が、当該土地について竣功認可の告示があつた時の当該土地所有者等以外の者の建設費用等負担額に係る施設の時価相当額（当該土地所有者と当該土地所有者等以外の者が共同負担している施設にあつては、当該土地所有者等以外の者の負担割合を当該時価相当額に乗ずるものとする。）を超えるときにおけるこれらの者に対する分配額は、当該土地所有者等以外の者に対しては当該時価相当額とし、土地所有者等に対しては当該残余の額から当該時価相当額を

控除した額とする。

2 法第十五条の十二第二項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場に係る財産のうち前項の土地以外の財産について一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者に対して残余の額を分配する場合には、当該財産に係る建設費用等負担額に応じて当該残余の額を分配するものとする。

3 前二項の規定により残余の額の分配を受けた者は、その分配に係る一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用に關し補助金（その者に対し交付すべき補助金が法第十五条の十一の規定によりセンターに交付された場合における当該補助金を含む。以下この項において同じ。）が交付されている場合には、当該補助金の額に達するまで、その分配を受けた額に、当該補助金の額その分配に係る一般廃棄物の最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用の額に対する割合を乗じて得た額を当該補助した者に分配するものとする。

（都道府県が行う事務）

第十三条 法第十五条の八、第十五条の十三及び第十五条の十四に規定する環境大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法の規定中この項本文に規定する事務に係る環境大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（国庫補助）

第二十五条 法第二十二条の規定による市町村に対する国の補助は、次の各号に掲げる額について行うものとする。

- 一 し尿処理施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の三分の一以内（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項の離島振興計画（以下「離島振興計画」という。）に基づくものにあつては、二分の一以内）の額
- 二 ごみ処理施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の四分の一以内（離島振興計画に基づくものにあつては、三分の一以内）の額
- 三 災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理に要する費用の二分の一以内の額

（手数料）

第二十六条 法第二十四条の二の規定により納付しなければならない手数料の額は、三万八百円とする。

（事務の区分）

第二十七条 第十三条の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

（平成十二年度から平成十四年度までの国庫補助の特例）

第三条 平成十二年度から平成十四年度までの間における法第二十二条の規定によるごみ処理施設の設置（離島振興計画に基づくものを除く。）に要する費用に係る国の補助については、第二十二条の規定にかかわらず、同条第二号に掲げる額に当該ごみ処理施設の設置に要する費用のうちダイオキシン類の発生を抑制するための設備として環境省令で定めるものの設置に要する費用の十二分の一以内の額を加算した額に

ついで行うものとする。

(国の貸付金の償還期間等)

第四条 法附則第四条第四項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

2 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第四条第一項から第三項までの規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

3 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

4 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

5 法附則第四条第八項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

第五条 法附則第五条第二項において準用する法附則第四条第八項の政令で定める場合は、前条第四項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

（河川法施行令の一部改正）

第六条 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表（三）項中「清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第十三条第一項」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項又は第十五条第一項」に、「同法第十三条第三項」を「同法第八条第三項又は第十五条第三項」に改める。

（新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第七条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中「清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第十八条第一号に規定するごみ又はふん尿を処理するために必要な施設」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第二項に規定する一般廃棄物処理施設」に改める。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第八条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第七号中「清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第十八条第一号に規定するごみ又はふん尿を処理するために必要な施設」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十

七号) 第八条第二項に規定する一般廃棄物処理施設」に改める。

(中部圏開発整備法施行令の一部改正)

第九条 中部圏開発整備法施行令(昭和四十二年政令第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)」に、「尿^し尿処理施設」を「し尿処理施設」に改める。

(都市計画法施行令の一部改正)

第十条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二十二号中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)」に、「尿^し尿処理施設」を「し尿処理施設」に改める。

(厚生省組織令の一部改正)

第十一条 厚生省組織令(昭和二十七年政令第三百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一号中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)」に、「清掃」を「廃棄物の処理及び清掃」に改め、同条第三号及び第四号中「清掃施設」を「廃棄物の処理施設」に改める。

(生活環境審議会令の一部改正)

第十二条 生活環境審議会令(昭和四十年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「清掃施設」を「廃棄物の処理施設」に改める。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十二号）による改正後

（保管等の届出）

第八条 事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分（再生することを含む。第十九条第二項を除き、以下同じ。）する者（以下「事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

（保管等の状況の公表）

第九条 都道府県知事は、毎年度、環境省令で定めるところにより、前条のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表するものとする。

（期間内の処分）

第十条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定

める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

（承継）

第十二条 事業者について相続、合併又は分割（その保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により事業者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（指導及び助言）

第十四条 都道府県知事は、事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理の確保を図るために必要な指導及び助言をすることができる。

（改善命令）

第十六条 環境大臣又は都道府県知事は、事業者が第十条の規定に違反した場合において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

(報告の徴収)

第十七条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、事業者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査等)

第十八条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることができる。

2・3 (略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十九条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

2 (略)

附 則

(経過措置)

第三条 この法律の規定により特別区の長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都知事が管理し、及び執行するものとする。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百十五号）（抄）

（処分の期間）

第三条 法第十条の政令で定める期間は、法の施行の日から起算して十五年とする。

（法附則第三条の政令で定める事務）

第四条 法附則第三条の政令で定める事務は、法第八条、第九条、第十二条第二項、第十四条、第十六条、第十七条及び第十八条第一項に規定する事務とする。

広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）（抄）

附 則

第三条 第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の工事で廃棄物処理法附則第四条第一項又は港湾法附則第十六項の規

定による貸付けの対象となるものを行う場合について準用する。この場合において、第二十六条第一項中「国の補助」とあるのは「国の貸付け」と、「交付すべき補助金」とあるのは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。

2 廃棄物処理法附則第四条第五項及び第六項並びに港湾法附則第二十二項及び第二十四項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定によりセンターに対し貸付けが行われた場合について準用する。

広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）（抄）

附 則

1 （略）

2 法附則第三条第二項において準用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律附則第四条第七項又は港湾法附則第二十四項の政令で定める場合は、それぞれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）附則第四条第四項又は港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）附則第五項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律（平成六年法律第八十四号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十二号）

による改正後

附 則

（食品衛生法等の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 この法律による改正後の食品衛生法、狂犬病予防法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律の定めるところにより特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものとする。

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令（平成六年政令第二百二十二号）（抄）

一 三 （略）

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項及び第四項から第六項まで、第八条の二第一項から第三項まで及び第五項、第八条の五第四項、第九条、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項及び第二項、第九条の三第一項、第三項、第四項及び第七項から第十項まで、第九条の五第一項及び第二項、第九条の六、第九条の七第二項、第十二条第七項から第九項まで、第十二条の二第八項から第十項まで、第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第五項、第六項及び第十項、第十四条の二、第十四条の三、第十四条の三の二、第十四条

の四第一項、第五項、第六項及び第十項、第十四条の五、第十四条の六、第十五条第一項及び第四項から第六項まで、第十五条の二第一項から第三項まで及び第五項、第十五条の二の三、第十五条の二の四、第十五条の二の五、第十五条の二の六、第十五条の三、第十五条の四、第十五条の十七第一項、第二項、第四項及び第五項、第十五条の十八第一項及び第三項、第十五条の十九、第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三、第十九条の五、第十九条の六、第十九条の八第一項から第四項まで、第十九条の九、第十九条の十、第十九条の十一第一項及び第三項、第二十条（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項の規定による立入検査に係るものを除く。）、第二十一条の二並びに第二十三条の三から第二十三条の五までに規定する事務

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

2）8（略）

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二（略）

10）17（略）

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているもの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一 十五 (略)

2 (略)

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 中核市(次条に掲げる要件を備えた市であつて政令で指定するものをいう。以下同じ。)は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 (略)